

第2章

生物多様性の保全及び 持続可能な利用に関する取組

第1節 生物多様性の主流化に向けた取組の強化

1 多様な主体の参画

国内のあらゆる主体の参画と連携を促進し、生物多様性の保全とその持続可能な利用の確保に取り組むため、多様な主体で構成される「2030生物多様性枠組実現日本会議」(J-GBF)を通じた各主体間のパートナーシップによる取組を進めます。

生物多様性基本法(平成22年法律第58号)に基づく生物多様性地域戦略について、地域の実情に即した適切な目標や指標や地域の各主体が連携した具体的な施策等を盛り込みつつ、多くの地方公共団体で策定されるよう、技術的支援等の方策を講じます。

2 ネイチャーポジティブ経済の実現

2024年に関係省庁で策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」に基づき、企業活動における生物多様性との接点・影響の把握と、そのリスク・機会への対応に関する情報開示や目標設定が進むよう自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)と連携した開示支援や、TNFDデータファシリティの立ち上げに向けパイロットテストに参画し日本企業の活用の観点から試行、検証を進めます。また、ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームを含むビジネスマッチングの機会の確保・拡充、G7ネイチャーポジティブ経済アライアンスを活用した国内企業の生物多様性の取組の国際発信等を行うとともに、企業のネイチャーポジティブ経営への移行を推進するための方策を検討します。加えて、生物多様性クレジット等の経済的手法が国際的に進みつつあることも受けて、こうした生物多様性の価値の取引を見据えた評価のあり方についても引き続き検討を進めます。さらに、生物多様性に配慮した製品やサービスの選択に関する行動変容に向け、ネイチャーポジティブな消費行動の促進策の検討と情報発信を図ります。

3 自然とのふれあいの推進

こどもの自然体験活動の推進、「みどりの月間」等における自然とのふれあい関連行事の全国的な実施や各種表彰の実施、情報の提供、自然公園指導員及びパークボランティアの人材の活用、由緒ある沿革と都市の貴重な自然環境を有する国民公園等の庭園としての質や施設の利便性を高めるための整備運営、都市公園・海辺等の身近な場所における環境教育・自然体験活動等に取り組めます。

インバウンドの急速な回復を踏まえ、国立公園満喫プロジェクトの取組を全35公園において更に進め、各種受入環境整備(利用拠点の滞在環境の上質化や多言語解説の充実、ビジターセンター等の再整備や機能充実)、質の高いツアー・プログラムの充実やガイド等の人材育成支援、利用者負担の仕組みづくり等の取組を推進します。あわせて、サステナブルツーリズム、アドベンチャーツーリズム、ロングトレイルの推進を図ります。

また、国立公園における滞在体験の魅力向上に向けて、「先端モデル事業」を実施している十和田八

幡平国立公園（十和田湖地域）、中部山岳国立公園（南部地域）、大山隠岐国立公園（大山蒜山地域）、やんばる国立公園において、引き続き地域の関係者等と連携し、民間提案を取り入れつつ、事業推進体制の構築や利用拠点におけるマスタープランの策定等の取組を進めます。あわせて、この事業で得た知見を踏まえ、2031年までに全国の国立公園において、地域の理解と環境保全を前提に民間活用による魅力向上の取組を進めます。このほか、「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン（1.0版）」の本格運用に向けて、試行的取組を進めます。

さらに、ビジターセンターや歩道等の整備、多言語解説やツアー・プログラムの充実、その質の確保・向上に向けた検討、ガイド人材等の育成支援、利用者負担による公園管理の仕組みの調査検討、国立公園オフィシャルパートナー等の企業との連携の強化、国内外へのプロモーション等を行います。

このように、国立公園の優れた自然を守ることに加え、適正な利用を推進することにより、地域を活性化し、更なる保全につなげていく「保護と利用の好循環」を実現するため、関係省庁や地方公共団体、観光関係者を始めとする企業、団体など、幅広い関係者との協働の下、取組を進めていきます。

また、貴重な自然資源である温泉の保護管理、適正利用及び温泉地の活性化を図ります。

第2節 生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理

1 生態系ネットワークの形成

生物の生息・生育空間のまとまりとして核となる地域（コアエリア）及び、その緩衝地域（バッファゾーン）を適切に配置・保全するとともに、これらを生態的な回廊（コリドー）で有機的につなぐことにより、生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成に努めます。生態系ネットワークの形成に当たっては、流域圏など地形的なまとまりや、国境を越えて移動する、渡り鳥等の生物の生息環境の地球規模での生態学的連結性も考慮し、保護地域やOECMも活用しながら、様々なスケールで森・里・川・海を連続した空間として積極的に保全・再生を図りつつ、鳥獣被害対策にも留意した取組を関係機関が横断的に連携して総合的に進めます。

2 重要地域の保全

各重要地域について、保全対象に応じて十分な規模、範囲、連結性を考慮した適切な配置、規制内容、管理水準、相互の連携等を考慮しながら、関係機関が連携・協力して、その保全に向けた総合的な取組を進めます。

(1) 自然環境保全地域等

自然環境保全地域等（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、沖合海底自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域）については、引き続き行為規制や現状把握等を行うとともに、新たな地域指定を含む生物多様性の保全上必要な対策を検討・実施します。

(2) 自然公園

自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）については、国立・国定公園の新規指定・拡張を始めとする公園計画等の見直しを進めつつ、公園計画に基づく行為規制や利用のための施設整備等を行います。また、国立公園満喫プロジェクトの全国展開及び滞在体験の魅力向上など、国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り、地域活性化を図るための取組を推進します。

(3) 鳥獣保護区

鳥獣保護区内の鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備し、これらを通じて地域の生物多様性の保全に貢献します。また、鳥獣保護区内の特に必要な地域を特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境の確保（鳥獣の健全な生息環境の確保に必要な地域の生物多様性の維持回復や向上を含む。）を図ります。

(4) 生息地等保護区

国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域を指定し、生息環境の把握及び維持管理、施設整備、普及啓発を行い、必要に応じ、立入り制限地区を設け、種の特性に応じた保護の方針を定めてその保存を図ります。

(5) 天然記念物

行為規制等の各種制度とともに現況把握等の実施により、計画的な指定を進めるとともに、適正な保全に努めます。

(6) 国有林野における保護林及び緑の回廊

原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する「保護林」や、これらを中心としたネットワークを形成し、野生生物の移動経路となる「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行いながら、適切な保護・管理を推進します。

(7) 保安林

「全国森林計画」（2023年10月閣議決定）に基づき、保安林の配備を計画的に推進するとともに、その適切な管理・保全に取り組みます。

(8) 特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区等

多様な主体による良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制制度や都市緑化支援機構制度等の適正な緑地管理を推進するための制度の活用を図ります。

(9) ラムサール条約湿地

湿地の保全と賢明な利用及びそのための普及啓発を図るとともに、国際的に重要な湿地の基準を満たし、ラムサール条約湿地への登録によって保全等が円滑に推進されと考えられる湿地について、地域のニーズ及び民間等の取組も踏まえて登録を推進します。特に、地域からの要望があり登録準備の進む猪苗代湖については、2025年7月に開催される第15回締約国会議（COP15）までに登録できるよう作業を進めます。また、既にラムサール条約湿地となっている湿地については、自然体験の機会の場として活用した環境教育の推進を図ります。

(10) 世界自然遺産

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づき登録された5地域（白神山地・屋久島・知床・小笠原諸島・奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島）において、科学的知見に基づく順応的な保全管理を推進することにより、全人類共通の資産である世界自然遺産の顕著な普遍的価値を将来にわたって保護するとともに、持続可能な利活用を推進し、地域活性化に貢献します。

(11) 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

国立公園等の管理を通じて、登録された生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の適切な保全管理を推進するとともに、地元協議会への参画を通じて、持続可能な地域づくりを支援します。また、新規登

録を目指す地方公共団体に対する情報提供、助言等を行います。

(12) ジオパーク

国立公園と重複するジオパークにおいて、地形・地質の多様性等の保全活用を図るとともに、ジオツアーや環境教育のプログラムづくり等について、地方公共団体等のジオパークを推進する機関と連携して進めます。

(13) 世界農業遺産・日本農業遺産

世界農業遺産及び日本農業遺産に認定された地域の農林水産業システムの維持・保全等に係る活動を推進するとともに、本制度や認定地域に対する国民の認知度を向上させるための情報発信に取り組みます。

3 自然再生

河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林等、生物多様性の保全上重要な役割を果たす自然環境について、自然再生推進法（平成14年法律第148号）の枠組みを活用し、多様な主体が参加し、科学的知見に基づき、長期的な視点で進められる自然再生事業を推進します。また、防災・減災等の自然環境の持つ機能に着目し、地域づくりにも資する自然環境の保全・再生や、地域住民等が行う「小さな自然再生」を始めとする全国各地における自然環境の保全・再生の推進を図ります。

4 里地里山の保全活用

里地里山等に広がる二次的自然環境の保全と持続的利用を将来にわたって進めていくため、人の生活・生産活動と地域の生物多様性を一体的かつ総合的に捉え、民間保全活動とも連携しつつ、持続的な管理を行う取組を推進します。「生物多様性保全上重要な里地里山」（重要里地里山）等においては、里地里山の資源を活用した環境的課題と社会経済的課題解決に向けた取組など、里地里山の保全・活用に資する先進的・効果的な活動の支援等を行います。

5 都市の生物多様性の確保

(1) 都市公園の整備

都市における生物多様性を確保し、また、自然とのふれあいを確保する観点から、都市公園の整備等を計画的に推進します。

(2) 地方公共団体における生物多様性に配慮した都市づくりの支援

都市と生物多様性に関する国際自治体会議等に関する動向及び決議「準国家政府、都市及びその他地方公共団体の行動計画」の内容等を踏まえつつ、都市のインフラ整備等に生物多様性への配慮を組み込むことなど、地方公共団体における生物多様性に配慮した都市づくりの取組を促進するため、「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の普及を図るほか、「都市の生物多様性指標」に基づき、都市における生物多様性保全の取組の進捗状況を地方公共団体が把握・評価し、将来の施策立案等に活用されるよう普及を図ります。

6 30by30目標の達成に向けた取組

30by30目標について、生物多様性国家戦略2023-2030の附属書として位置付けられている

30by30 ロードマップに基づき、本目標の達成に向けた取組を推進します。

(1) 保護地域の拡張と管理の質の向上

我が国では、2024年8月時点で、陸地の約20.6%、海洋の約13.3%が生物多様性の観点からの保護地域に指定されていますが、30by30目標を達成するため、引き続き、国立公園等の拡張により現状からの上乗せを目指していきます。国立・国定公園については、2022年の「国立・国定公園総点検事業」のフォローアップにおいて選定した全国14か所の国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地のうち、拡張等がまだ行われていないものについて基礎情報の収集整理を継続するとともに、自然環境や社会条件等の詳細調査及び関係機関との具体的な調整を実施し、2030年までに順次国立・国定公園区域に指定・編入することを目指します。また、2030年までに国立・国定公園の再検討や点検作業を強化し、必要に応じて周辺エリアの国立・国定公園への編入や地種区分の格上げを進めていきます。加えて、特に景観・利用の観点からも重要で生物多様性の保全にも寄与する沿岸域において、国立公園の海域公園地区の面積を2030年までに倍増させることを目指します。さらに、広範な関係者と連携しつつ、国立公園満喫プロジェクト等により対象となる自然の保護と利用の好循環を形成するとともに、自然再生、希少種保全、外来種対策、鳥獣保護管理を始めとした保護管理施策や管理体制の充実を図ります。

(2) 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理

30by30目標は、主にOECMの設定により達成を目指すこととしています。このため、まずは、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域（企業緑地、里地里山、都市の緑地、藻場・干潟等）について、2025年4月1日に施行した地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号。以下「地域生物多様性増進法」という。）に基づく「自然共生サイト」としての認定を進めます。認定された区域のうち、豊かな生物多様性を維持する活動が行われている場所については、既存の保護地域との重複を除いてOECM国際データベースに登録することで、30by30目標の達成に貢献します。また、国の制度等に基づき管理されている森林、河川、港湾、都市の緑地、海域等についても、関係省庁が連携し、OECMに該当する可能性のある地域を検討します。

7 民間等による場所に紐付いた活動の促進

ネイチャーポジティブの実現のためには、生物多様性が豊かな場所を維持する活動に加え、管理放棄地等において生物多様性を回復又は創出する活動も含めて、民間等による自主的な活動を更に促進することが必要です。そのため、2025年4月1日に施行した地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイトの認定を進めるとともに、活動の自走化・拡大に向けた支援を行います。

8 生物多様性の状況の「見える化」

30by30目標の達成や生態系ネットワークの形成等を支える取組として、生物多様性の現状や保全上効果的な地域のマップ化等、生物多様性の重要性や保全活動の効果を国土全体で「見える化」する「生物多様性見える化システム」の運用を開始します。

9 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等の自然を活用した解決策（NbS）の推進

かつての氾濫原や湿地等の再生による流域全体での遊水機能等の強化を図り、自然生態系を基盤とした気候変動への適応や防災・減災を進めるため、2022年度に公表した生態系保全・再生ポテンシャルマップの作成・活用方法を示した「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災（Eco-

DRR)の手引き」や全国規模のベースマップ等を基に、自治体等による計画策定等への技術的な支援を進めます。また、自然の有する機能を持続的に利用し多様な社会課題の解決につなげる「自然を活用した解決策(NbS)」について、我が国の自然的社会的条件を踏まえた取組の方向性や、具体的取組事例を提示した手引き等の策定を行います。

第3節 海洋における生物多様性の保全

我が国は、これまでに生物多様性の観点から重要度の高い海域を抽出しており、今後、海洋保護区の拡充とネットワーク化を推進します。30by30目標について、海域では約17%の追加的な保全が必要であり、関係省庁が連携し、持続可能な産業活動が結果として生物多様性の保全に貢献している海域をOECMとすることを検討します。また、漁業等の従来の活動に加えて今後想定される海底資源の開発、自然エネルギーの活用等の人間活動と海洋における生物多様性の保全との両立を図ります。

第4節 野生生物の適切な保護管理と外来種対策の強化等

1 絶滅のおそれのある種の保存

絶滅のおそれのある野生生物の情報を的確に把握し、第5次レッドリストの公表に向けたレッドリストの見直し作業を行います。第5次レッドリストは2024年度に公表した植物・菌類に続き、2025年度以降、他の分類群についても順次公表することを目指しています。絶滅危惧種のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情のある種については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種に指定し捕獲や譲渡等を規制するほか、生息地等保護区の指定や、個体の繁殖の促進や生息地等の整備・保全等が必要と認められる種について保護増殖事業を実施します。事業の実施に当たっては生息域内保全を基本としつつ、動植物園等と連携しながら生息域外保全や野生復帰の取組を進めます。また、絶滅のおそれの高い種や個体群について、生殖細胞や種子等の保存を進め、絶滅危惧種の絶滅リスクの低減と遺伝資源の確保に努めます。さらに、定量的な目標設定の下、生息・生育状況の改善を図り、事業を完了する事例を創出することなどにより、効果的な保全を推進します。さらに、国際的に協力して種の保存を図るため、ワシントン条約及び二国間渡り鳥保護条約等に基づいて指定した国際希少野生動植物種の流通管理を徹底します。そして、改正法施行日(2018年6月)以後5年を経過したことから、種の保存法附則及び附帯決議に基づき、規定の施行状況評価及び講ずべき措置の検討を進めます。

2 野生鳥獣の保護管理

(1) 感染症等への対応

野生鳥獣に高病原性鳥インフルエンザ等の感染症が発生した場合や、油汚染事故による被害が発生した場合に備えて、サーベイランス、情報収集、人材育成等を行います。

(2) 鳥獣被害対策

近年、我が国においては、ニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣が全国的に分布を拡大し、希少な高山植物の食害など生態系被害、生活環境被害、農林水産業被害が深刻化しています。ニホンジカ・イノシ

シについては、2028年度までに2011年度比で個体数を半減する目標の達成に向け、引き続き捕獲強化の取組を進めます。また、クマ類については、人の日常生活圏への出没による人身被害の発生が継続していることから、安全の確認等の一定の条件下において、人の日常生活圏における銃猟を実施するための制度整備を進めるとともに、自治体への支援を強化します。さらに地域個体群の存続を維持しつつ、人の日常生活圏への出没防止によって人とクマ類の空間的なすみ分けを図るための対策を推進します。これらの捕獲の担い手の確保・育成、捕獲技術の開発、生息環境管理、被害防除、広域的な管理等の取組を進めます。さらに、狩猟者の育成等の取組を進めるなど、ジビエ利用拡大を図ります。

3 外来種対策

外来種対策については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づき、特定外来生物の新規指定、輸入・飼養等の規制、生物多様性保全上重要な地域における防除事業や「要緊急対処特定外来生物」であるヒアリ類を始めとする侵入初期の侵略的外来種の防除事業の実施、国際協力の推進、ビジネスセクターを含む多様な主体の参加、適正な飼養等の確保のための普及啓発等、総合的な外来種対策を推進します。また、これらの取組の更なる推進を図るため、2024年度に改定した「外来種被害防止行動計画」の付録としてベストプラクティス集等の作成、「生態系被害防止外来種リスト」の改定等を行います。

4 遺伝子組換え生物対策

遺伝子組換え生物については、環境中で使用する場合の生物多様性への影響について事前に的確な評価を行うとともに、生物多様性への影響の監視を進めます。

5 動物の愛護及び適正な管理

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）及び愛玩動物看護師法（令和元年法第50号）に基づき、動物の虐待防止や適正な飼養の促進等の動物愛護に係る施策及び動物による人への危害や迷惑の防止等の動物の適正な管理に係る施策を総合的に進めます。

第5節 持続可能な利用

1 環境と調和のとれた食料システムの確立

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材等を供給する必要不可欠な活動である一方、我が国では、昔から農林水産業の営みが、身近な自然環境を形成し、多様な生物種の生育・生息に重要な役割を果たしてきました。今後、安全な食料や木材等の安定供給への期待に応えつつ、環境と調和のとれた持続可能な食料システムの構築とそれを支える農山漁村の活性化が必要です。そのため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるために、2021年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」やその実現に向けて2022年7月に施行された環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づき温室効果ガス削減や化学肥料・化学農薬の使用低減等の環境負荷低減の取組を促進します。また、持続可能な森林経営等を積極的に進めるとともに、生態系に配慮した再生可能エネルギー等の利用を促進

します。さらに、農業生産現場において、環境保全に配慮した農業生産工程管理（GAP）の普及・推進を図るとともに、農業者が有機農業に積極的に取り組むことができるよう環境整備を図ります。

食料・農林水産業における持続可能な生産・消費を後押しするため、消費者庁、農林水産省、環境省の3省庁連携の下、官民協働のプラットフォームである「あふの環2030プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～」において、参加メンバーが一斉に情報発信を実施するサステナウィークや全国各地の食と農林水産業のサステナブルな取組動画を募集・表彰するサステナアワード等を実施します。

「みどりの食料システム戦略」に基づき、農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する努力を評価し、星の数で分かりやすくラベル表示する「見える化」を推進します。また、温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、民間資金を呼びこむ、J-クレジット制度の農林水産分野での活用を促進します。さらに、農林水産業に由来する環境への負荷を低減するため、農林水産省の全ての補助事業等に最低限の環境負荷低減の取組を要件化するクロスコンプライアンスを導入することとし、2027年度からの本格実施を目標に、2024年度から試行実施しています。こうした取組を通じて、「みどりの食料システム戦略」を強力に推進します。我が国における「みどりの食料システム戦略」に基づく取組は、気象条件や農業生産構造の類似するアジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとなり得るものであり、2023年10月の日ASEAN農林大臣会合において採択された「日ASEANみどり協力プラン」に基づき、ASEAN各国のニーズに応じながら、我が国の技術や経験を活かした協力プロジェクトを推進します。また、2025年に開催されるCOP30を見据え、二国間クレジット制度（JCM）を始めとした手法を活用することで、我が国が有する農林水産分野の気候変動緩和技術を海外展開するための新たな政策パッケージの検討を進めています。

2 エコツーリズムの推進

自然資源の保全活用により持続的な地域振興に取り組む地域への支援、エコツーリズムの基本的な考え方や各地の取組状況のホームページ等による発信、ガイド等人材の育成、情報の収集・整理、戦略的な広報活動、他施策との連携等を推進します。

3 遺伝資源へのアクセスと利益配分

2017年8月に我が国が発効した名古屋議定書の国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」の適正な運用により、海外遺伝資源の適法取得及び適切な利用、その利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進します。

第6節 国際的取組

1 生物多様性の保全に関する世界目標の達成に向けた貢献

2022年12月に採択された生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」の達成に積極的に貢献します。そのため、我が国における取組を発信するほか、拠出を行っている生物多様性日本基金やGBF基金等を通じて、途上国におけるGBFの達成に向けた各種取組の実施や能力養成等を支援します。

2 生物多様性及び生態系サービスに関する科学と政策の インターフェースの強化

生物多様性に関する科学と政策のつながりを強化し、効果的・効率的に生物多様性の保全を図るため、科学的評価、知見生成、能力養成、政策立案支援を行う生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）の運営に積極的に参画します。特に、2024年3月に公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）に設置された「IPBESシナリオ・モデルタスクフォース」の技術支援機関の活動を支援します。また、IPBESの成果を踏まえて研究や対策等の取組が促進されるよう公表されたIPBESアセスメント報告書を含むIPBESの成果を発信するとともに、アセスメント報告書執筆作業への日本人研究者の参画を支援・促進します。

加えて、生物多様性に関する全球規模の情報基盤である海洋生物多様性情報システム（OBIS）や地球規模生物多様性情報機構（GBIF）へのデータ提供に貢献します。

3 二次的自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用・管理の促進

二次的自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用を国際的に促進するため、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）の取組への支援等により、SATOYAMAイニシアティブを推進します。

4 アジア保護地域パートナーシップの推進

アジアにおける保護地域の管理水準の向上に向けて、保護地域の関係者がワークショップの開催等を通じて情報共有を図る枠組みである「アジア保護地域パートナーシップ」を推進します。

5 森林の保全と持続可能な森林経営及び木材利用の推進

世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、国連森林フォーラム（UNFF）、モントリオールプロセス等の国際対話への積極的な参画、国連食糧農業機関（FAO）、国際熱帯木材機関（ITTO）等の国際機関を通じた協力、国際協力機構（JICA）、緑の気候基金（GCF）等を通じた技術・資金協力等により、多国間、地域間、二国間の多様な枠組みを活用した取組の推進に努めます。また、脱炭素社会の実現に資する持続可能な木材利用の促進についても、FAOやITTO等の国際機関を通じた取組を展開していきます。

6 砂漠化対策の推進

砂漠化対処条約（UNCCD）に関する国際的動向を踏まえつつ、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に砂漠化対処のための技術の活用に関する調査等を取りわけモンゴルにおいて進めるとともに、二国間協力等の国際協力の推進に努めます。

7 南極地域の環境の保護

南極地域の環境保護を図るため、南極地域での観測、観光等に対する確認制度等を運用し、普及啓発を行うなど、環境保護に関する南極条約議定書（1998年発効）及びその国内担保法である南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）の適正な施行を推進します。また、日本が2026年に第48回南極条約協議国会議（ATCM48）の開催国を務めるに当たり、南極における国際協力を一層

強化する機会とすべく、関係省庁及び自治体を始めとする関係者間で連携し、準備を進めていきます。

8 サンゴ礁の保全

国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の枠組みの中で策定した「地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）東アジア地域解析実施計画書」に基づき、サンゴ礁生態系のモニタリングデータの地球規模の解析を各国と協力して進めます。

9 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）の活動推進

渡り性水鳥とその重要な生息地を保全するための国際的な枠組みである東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）について、国内の34か所のネットワーク参加地における普及啓発、調査研究、研修、情報交換等の取組に加えて、フライウェイに位置する各国の関係省庁、国際機関、NGO等の様々な主体と連携・協力を促進します。

10 生物多様性関連諸条約の実施

ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生生物種の保全と持続可能な利用、ラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地の保全及び賢明な利用（ワイズユース）、二国間渡り鳥等保護条約や協定を通じた渡り鳥等の保全、カルタヘナ議定書に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の規制を通じた生物多様性への影響の防止、名古屋議定書に基づく遺伝資源の適正な取得と利益配分等の国際的取組を推進します。

第7節 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた基盤整備

1 自然環境データの整備・提供

ネイチャーポジティブ実現に向けて、生物多様性データを迅速に収集し、民間企業を含めた多様な主体が活用できるような形式で公開することへのニーズが高まっています。このため、自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）やモニタリングサイト1000等の調査・モニタリングを着実に継続するとともに、迅速な情報へのニーズに対応するため、リモートセンシング技術や機械学習を活用し5年ごとに更新する衛星植生図の作成に着手します。また、調査データの標準化を進め、オープンデータとして公開するとともに、大学や地方・民間の調査研究機関、博物館等とのネットワークを通じた情報の共有等により、自然環境データの活用促進を図ります。

2 放射線による野生動植物への影響の把握

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射線による自然生態系への影響を把握するため、野生動植物の試料採取及び放射能濃度の測定等による調査を実施します。また、調査研究報告会の開催等を通じて、情報を集約し、関係機関及び各分野の専門家等との情報共有を図ります。

3 生物多様性及び生態系サービスの総合評価

生物多様性及び生態系サービス等の状態や変化及びその要因等について最新の科学的知見等を踏まえて評価を行い、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO）」の第4版（JBO4）として策定し、政策決定を支える客観的情報とするとともに、国民に分かりやすく伝えていきます。また、JBO4の本策定前に、2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた方向性等をJBO4中間提言として取りまとめ、生物多様性国家戦略2023-2030の達成状況の評価を効果的・効率的に進めます。